

第3章

分野別施策の展開

基本方針1 共に支える地域づくりの推進

障害者基本法及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の目的や基本理念に基づき、障がいのある人もない人も個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育等普及・啓発活動（心のバリアフリー）を進めるとともに、地域福祉活動及びボランティア活動を促進していきます。

また、市及び新座市社会福祉協議会が策定する「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携強化を図ります。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(市の責務)

第5条 市は、前2条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらないよう、及び取り除くよう努めなければならない。

2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー(障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。)について配慮するよう努めなければならない。

3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

(地域福祉活動の支援)

第14条 市は、障がい者及びその家族、関係団体、地域住民等が行う、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための自発的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

1-1 ノーマライゼーションの普及・啓発

重点施策

①普及・啓発活動の充実

市広報や市ホームページ等を活用しノーマライゼーションの普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座を実施するなど、普及・啓発に努めます。

[障がい者福祉課]

③町内会・自治会等を通じた障がい者理解の向上

町内会・自治会及び当事者団体等と連携し、障がい者理解の普及に努めるとともに、地域で暮らす障がいのある市民との交流機会を拡大します。

[地域活動推進課、障がい者福祉課]

重点施策

②心のバリアフリーの推進

幼児期から体験学習や障がい者との交流等が継続的に行われ、障がい、共生等に関する理解を深めることで、障がいによる誤解、偏見等をなくす心のバリアフリーが推進できるよう、幼稚園、保育所及び学校への支援の充実を図ります。

教職員等関係者に対する障がい者への理解や意識の向上に努めます。

また、早期発見・早期治療につながる精神保健教育や手話についての学習等多様な教育内容の展開に努めます。

[障がい者福祉課、教育相談センター、
社会福祉協議会]

1-2 地域福祉活動との連携

①身近な地域における支え合いの促進

「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携を強化し、身近な地域における支え合いを促進します。

また、各地区の地域福祉推進協議会においては、障がい者の参画による地域福祉の推進に努めます。

[福祉政策課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会]

②民生委員・児童委員との連携の強化

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員との連携を強化し、活動の促進を図ります。

[福祉政策課、障がい者福祉課]

1-3 ボランティア活動の促進

①ボランティア等の育成・確保

社会福祉協議会や公民館、障がい者福祉センター等におけるボランティア養成講座を充実し、障がい者支援に関わるボランティアとして、手話通訳、要約筆記、点訳等専門的な技術を必要とするボランティアの育成・確保に努めます。

また、手話通訳者派遣センターにおいては、手話通訳者の育成を進めます。

[障がい者福祉課、障がい者福祉センター、
社会福祉協議会]

②日常的な関わりにおけるボランティア活動の促進

社会福祉協議会等と連携し、日常的な関わりの中で、障がい者自身も含め多くの市民がボランティア活動に参加しやすくなるよう努めます。

[地域活動推進課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会]

③生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進

生涯学習活動の一環としてのボランティア活動の機会を提供し、成人期のボランティア活動を促進します。

また、児童・生徒がより自主性をもって積極的にボランティア活動に参加できるよう、学校教育を通じてボランティア活動への参加を促進します。

[地域活動推進課、生涯学習スポーツ課、
教育支援課、社会福祉協議会]

基本方針2 差別解消及び権利擁護の充実

障害者差別解消法に基づいて必要な対応・支援に取り組むとともに、国や県が定める方針等を参考にしながら、当事者団体、当事者、企業、関係機関、障がい者施策委員会、地域自立支援協議会と連携していきます。

そして、地域で暮らす障がい者が安心して生活できるよう、一人一人の状態に合わせた情報提供体制の整備を進めるとともに、障がいの特性に応じたきめ細かな相談に応じられるよう相談支援体制の整備、さらには基幹相談支援センターの設置やアウトリーチ（訪問支援）の実施について検討し、相談支援体制の強化に努めます。

また、エンパワメント（障がい者又はその家族等がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること）への支援の充実を図ります。

さらに、障がい者虐待防止を推進するとともに、障がい者差別の禁止に関する普及・啓発を行うなど、全ての障がい者の権利・利益の保護に努めます。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

（差別の禁止）

第4条 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去については、できる限り、障がい者に合わせて必要な変更又は調整を行う等の合理的な配慮がされなければならない。

3 市は、第1項に規定する行為の防止及び前項の合理的な配慮について、啓発及び知識の普及に努めるものとする。

（相談及び支援体制の充実）

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるものとする。

2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。

2-1 情報提供及び相談支援体制の充実

①情報提供体制の充実

市広報や市ホームページ等を活用し福祉関連情報の充実を図るとともに、高度化する情報通信技術を活用するなど、効果的な情報提供に努めます。

また、社会福祉協議会や関係団体との連携により情報提供方法の多様化を図ります。

〔シティプロモーション課、

障がい者福祉課、社会福祉協議会〕

②相談支援体制の整備推進

重点施策

地域で暮らす障がい者の様々な相談に対し、障がいの特性に応じてきめ細かに対応するため、身近な地域の相談窓口として相談支援事業所を設置するとともに、市の窓口における相談支援に努めます。

さらに、引きこもりがちな障がい者等のためのアウトリーチ（訪問支援）の実施について検討します。

〔障がい者福祉課〕

重点施策

③基幹相談支援センターの整備

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターを整備します。

〔障がい者福祉課〕

④地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい福祉サービス事業者、教育、医療等の関連する分野の関係者及び当事者から成る地域自立支援協議会の充実を図ります。

〔障がい者福祉課〕

⑤地域生活支援拠点の整備検討

障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点の整備を検討します。

〔障がい者福祉課〕

2-2 権利擁護に関する制度等の普及

重点施策

①成年後見制度利用支援事業の利用促進

成年後見制度による支援が必要と認められる知的障がい者・精神障がい者等で、申立てをする親族がない場合に、審判請求申立ての費用と後見人等の報酬の一部を補助する成年後見制度利用支援事業の周知を図り、利用を促進します。

また、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の支援について検討します。

[障がい者福祉課]

②日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用促進

知的障がい者・精神障がい者等に対し、専門員や生活支援員が障がい福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、実施主体である社会福祉協議会と連携して周知を図り、利用を促進します。

[障がい者福祉課、社会福祉協議会]

重点施策

③障がい者虐待防止の推進

障がい者の虐待に関する相談窓口として、適切な対応や周知に努めるとともに、より迅速な判断や解決等が可能な体制づくりについて検討します。

[障がい者福祉課]

④障がい者差別禁止に関する普及・啓発

障がいを理由に差別されたり、権利・利益が侵害されたりすることがないように、市民、事業者及び市職員に対し、障がい者の権利の尊重と、障がいに対する理解の向上を図ります。

また、障がい者の差別に関する相談窓口として、適切な対応や周知に努めるとともに、差別に関する相談があった場合は、差別を解消するための取組を円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会の役割を持つ障がい者施策委員会と情報共有を行うなど、連携を図ります。

[障がい者福祉課]

2-3 自立及び自己決定に関する支援

①ピアカウンセリング及びセルフヘルプ活動への支援

障がい者が相談者と同じ立場で相談活動を行い、地域の中で自立生活の実現や自己決定能力等を手助けするピアカウンセリングを促進します。

また、障がい者やその家族が、生活の中での課題や問題点について情報交換等を行い、共に支え合い、生活の安定や社会参加を促進するセルフヘルプ活動を支援します。

[障がい者福祉課]

②障がい者相談員活動の充実及び精神障がい者家族会等への支援

障がい者本人や家族が相談員となる身体障がい者相談員・知的障がい者相談員に関する周知を図るとともに、相談活動を促進します。

また、精神障がい者の家族会等による相談活動について支援します。

[障がい者福祉課]

基本方針3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実

子どもの障がいについて、障がい児一人一人の障がい特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制を進めます。

また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、日常的な子育ての悩み等も相談できるよう、身近な地域において当事者同士や経験者が支え合う体制づくりを推進します。

障がいのある子どもも、能力や適性に応じて障がいのない子どもと地域で共に十分な教育が受けられるよう教育環境の整備を図るとともに、共に育ち、学ぶ保育・教育の理念の推進を図ります。

さらに、障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるようにするため、療育相談、指導訓練等を総合的に提供する新たな療育拠点の整備を検討します。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(社会参加の推進)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものとする。

- (1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境
- (2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境

3-1 療育と保護者への支援の充実

①早期発見と早期療育体制の確保

乳幼児の健診の充実を図り、疾病や障がいの早期発見を図るとともに、健診時に気軽に相談できる体制の確保に努めます。

また、全ての乳幼児が健康診査を受けられるよう受診を積極的に周知し、勧めます。

さらに、身体障がい者手帳の交付対象とされない難聴児の発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

[障がい者福祉課、保健センター]

②関係機関との連携による療育支援の充実

経過観察の必要な子どもへの対応については、医療機関、福祉事務所、保健センター、児童相談所等が連携を図り、適切な指導・支援を推進します。

また、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等の配置及び関係機関が連携を図るための協議会の設置に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

③保護者に対する支援の充実

子どもの健全な発育や発達を支えるとともに、保護者の育児不安の軽減を図るため、健康診査事後指導として、1歳6か月児・3歳児健康診査事後グループ活動を支援します。

また、医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、超重症心身障がい児等を受け入れる短期入所事業所等に対し、支援を行います。

[障がい者福祉課、こども支援課、保健センター]

重点施策

④福祉型児童発達支援センターの整備

障がい児の療育相談、指導訓練等を総合的に提供する専門的拠点として、児童発達支援センターを整備します。

[障がい者福祉課]

重点施策

⑤障がい児通所支援の充実

障がいのある児童・生徒の療育・訓練等の支援を行う障がい児通所支援について、確実なサービスの提供や内容の充実が図れるよう環境整備に努めます。

また、市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

[障がい者福祉課]

3-2 保育・教育環境の整備

①障がい児教育の推進と相談支援体制の強化

相談窓口としての教育相談センターの周知を図るとともに、県等関係機関と連携し、個々の相談に的確に対応できるよう努めます。

また、教育機関のみならず福祉、医療等の様々な関係機関が連携・協力し、個別のニーズに対応できるよう支援に努めます。

〔教育相談センター〕

②保育・教育・福祉・保健の連携の強化

保育・教育・福祉・保健分野の連携を強化し、共に学ぶ環境が整備されるよう相談・支援の在り方について研究するとともに、交流機会の確保、支援の強化、保育所等における障がい児の受入れ体制の整備に努めます。

〔障がい者福祉課、保育課、
保健センター、教育相談センター〕

③特別支援教育支援員、介助員及びボランティアによる支援の充実

通常の学級に在籍している障がい児を支援するため、市立小・中学校に配置している特別支援教育支援員及び介助員の資質の向上を図り、適切な支援が行われるよう努めるとともに、市内の大学と連携し、学生ボランティアによる支援活動の促進を図ります。

また、通学にかかる家族の負担を軽減するため、ボランティアの活用等柔軟な支援を検討します。

〔教育相談センター〕

④保育士及び教職員に対する理解の促進

障がい、共育等に対する保育士及び教職員の理解を深め、指導力の向上を図るため、研修等の機会を増やします。

障がい児保育をめぐる諸問題や今後の課題を研究・協議し、障がい児保育を推進する「障がい児保育研究会」の活動内容の充実を図り、幼児保育（教育）現場にいかすことができるよう努めます。

〔保育課、教育相談センター〕

⑤学校施設・設備のバリアフリー化の推進

障がい児の学校生活を支援するため、手すりやスロープ、障がい者用トイレ及びエレベーターを設置するなど、学校施設・設備の整備を推進します。

〔教育総務課〕

基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

災害等の緊急時に、障がい者へ必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障がい者に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者支援制度を充実します。

普段の暮らしにおいても災害対策や防犯対策を充実することにより、障がい者の安全を確保します。

また、家族環境の多様化への対応を図るとともに、施設等から地域生活へ移行する障がい者を支援するため、共同生活援助（グループホーム）の整備促進、既存住宅の改善に対する補助等の支援を行います。

さらに、障がい者が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化を推進します。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらないう、及び取り除くよう努めなければならない。

2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー(障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。)について配慮するよう努めなければならない。

3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

(防災及び防犯)

第11条 市は、障がい者が安全にかつ安心して地域生活を営むことができるようにするため、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて、災害時に必要な支援及び犯罪に巻き込まれないために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、地域住民や関係団体と連携し、地域での支援体制の整備を支援するよう努めるものとする。

4-1 防災・防犯対策の充実

①障がい者の防災・防犯講座の実施

障がい者、障がい者団体、通所施設利用者等を対象とする防災・防犯講座を実施し、障がい者自身の地域の防災活動への参加を促進します。

〔危機管理課、交通防犯課、
障がい者福祉課〕

重点施策

②避難行動要支援者支援制度の推進

災害発生時に、支援が必要な障がい者の安全と健康を確保するため、避難行動要支援者支援制度を推進するとともに、避難計画や施設収容計画を定めます。

〔危機管理課、障がい者福祉課〕

③障がい者防災ハンドブックの作成

災害発生時に、支援が必要な障がい者を地域全体で支援する体制づくりのため、障がい者本人・家族・地域の支援者の対応についてまとめた防災ハンドブックを作成します。

〔危機管理課、障がい者福祉課〕

④災害に備えた器具の給付等の推進

急病や災害等のときに、簡単な操作によって救急要請ができる機器を貸与する緊急連絡システム事業や聴覚障がい者等が災害時に着用できるベスト、家具転倒防止器具等の設置促進等について、周知を図り、対象者が漏れなく利用できるよう利用促進に努めます。

〔危機管理課、障がい者福祉課〕

重点施策

⑤新たな緊急連絡体制の整備検討

災害時に電気が不通になった場合等に、確実に障がい者へ情報が伝わるよう、携帯電話メール等の利用について検討するとともに、障がい者向けの火災警報機の設置等について周知を図り、利用促進に努めます。

〔危機管理課、障がい者福祉課〕

⑥防犯対策の充実

判断能力の不十分な障がい者が詐欺や窃盗等の犯罪に巻き込まれないよう、地域や近隣住民による支援体制の整備を促進します。

〔交通防犯課、障がい者福祉課〕

重点施策

⑦福祉避難所の整備

福祉避難所を整備し、災害発生時に支援が必要な障がい者を速やかに受け入れ、障がいの特性に応じた福祉的なサービスが提供できるよう、医療機器の配置、福祉用具の備蓄等を含めた体制づくりを行います。

また、一般避難所においても障がい者への配慮を行います。

〔危機管理課、障がい者福祉課〕

⑧障がい者施設における防災対策の充実

災害発生時に、施設を利用する障がい者の安全を確保するため、避難方法を定めるなど、防災対策を行うとともに避難訓練等の実施を促進します。

〔障がい者福祉課〕

4-2 多様な住環境の整備

重点施策

①住宅の整備・改善に対する支援

在宅の重度障がい者等の日常生活上の支障を解消するため、居室等の改造を助成する重度障がい者居宅改善費助成事業や増改築費等の貸付けを行う障がい者住宅整備資金貸付事業の周知を図り、対象者が漏れなく助成等を受けられるよう利用促進に努めます。

[障がい者福祉課]

②住宅入居等に関する支援

施設入所者等に対して円滑に地域生活に移行できるよう支援する地域移行支援と一人暮らし等をしている障がい者に対して連絡・相談等の支援を行う地域定着支援について、相談支援事業所と連携しながら利用促進に努めます。

また、賃貸住宅等への入居が困難な障がい者に対し、相談支援事業所と連携しながら、入居に必要な調整等の支援に努めます。

[障がい者福祉課]

③共同生活援助（グループホーム）の整備促進

地域において共同生活を営む障がい者に相談その他の日常生活上の援助等を行う共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。

[障がい者福祉課]

④自立生活援助の利用促進

障がい者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や電話等の随時対応を行う自立生活援助について、サービスを確実に提供するため、事業所の参入の促進等を行うとともに、周知を図ります。

[障がい者福祉課]

4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進

①歩行環境の整備

歩道の段差解消や歩道と車道の分離等を進め、障がい者が安全に通行できる歩行環境の整備に努めます。

また、通行の妨げとなる放置自転車や店頭商品等については、撤去指導等を行うなど歩行空間の確保に努めます。

[交通防犯課、道路課]

②公共交通機関の事業者への要望

市内にある鉄道駅の施設について、障がい者に配慮した設備とするよう、鉄道事業者への要望を行っていきます。

また、バス事業者についてもノンステップバス等の導入や、障がい者に配慮した停留所の整備、標識の設置等改善の要望を行っていきます。

[政策課、交通防犯課]

③ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

既存の公共施設等の整備に当たっては、障がい者や関係機関の意見を聴きながらバリアフリー化を進めます。

また、新たな公共施設の設置に際しては、全ての人に優しいユニバーサルデザインを基本として整備を進めます。

[まちづくり計画課、建築開発課]

④福祉マップ（ガイドマップ）の作成

障がい者や高齢者、子育て家庭、ボランティア団体等の参画の下、障がい者がまちに出かける際の参考になるような福祉マップ（ガイドマップ）の作成・普及について検討します。

[障がい者福祉課、社会福祉協議会]

基本方針5 保健・医療の充実

障がい者が地域で安心して生活するため、障がいの状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう医療に対する支援体制の充実を図ります。特に、難病患者が制度の変更や利用可能なサービスの相談に適切に対応できるよう、支援体制の整備について一層の充実を図ります。

また、施設や病院から地域へ移行する精神障がい者への支援を進めるとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等への支援も積極的に行います。

さらに、地域で暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問支援）も含めた相談支援体制整備の検討を行います。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

（相談及び支援体制の充実）

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるものとする。

2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。

5-1 障がい者医療の支援体制の充実

①障がい者が安心して受診できる医療環境の充実

障がい者が安心して医療を受けられるよう、歯科診療を含め、適切な医療機関に関する情報を提供します。

また、乳幼児発達相談や精神保健に関する専門的な各種相談等窓口に関する情報を提供します。

[保健センター]

②リハビリテーションの充実

中途障がい者の増加を踏まえ、機能回復や機能維持を目的として、医療・保健・福祉の関係機関が連携し、医学的リハビリテーションの充実とネットワークの構築を図ります。

[障がい者福祉課]

5-2 精神障がい者等への支援の充実

重点施策

①精神保健対策の充実

精神保健に関する知識の普及・啓発を図るため、保健センターにおける「精神健康講座」の内容の充実に努めます。

また、精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促すソーシャルクラブ事業を実施します。

身近な地域の相談窓口として、相談支援事業所を設置するなど、精神保健に係る相談支援体制の充実に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

②アウトリーチ（訪問支援）体制の検討

精神障がい者等の地域生活を支援するため、相談支援事業所と関係機関が連携し組織的にアウトリーチ（訪問支援）を行う体制づくりについて検討します。

[障がい者福祉課、保健センター]

重点施策

③長期入院者に対する地域生活移行への支援

医療機関に長期間入院している精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、対象者ごとに関係機関と協議を行った上で、相談・支援を行います。

さらに、対象者が漏れなく支援を受けられるよう、実態の把握に努めます。

[障がい者福祉課、保健センター]

重点施策

④発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援の充実

発達障がい及び高次脳機能障がいについての周知と理解を図り、関係機関と連携しながら、各種障がい福祉サービスの利用を促進します。

また、市職員や関係機関の職員に対し、県の研修会等への参加を促進し、相談支援の中心となる「発達支援サポーター」及び「発達支援マネージャー」の育成に努め、連携した支援が行えるよう努めるとともに、県が作成するサポート手帳の周知・配布を行い、発達障がい者に対する支援の充実に努めます。

さらに、早期発見・早期支援だけでなく、就労支援も含めた総合的な支援を行います。

[障がい者福祉課、こども支援課、

保育課、保健センター]

5-3 難病患者等への支援の充実

①難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進

難病患者等が障害者総合支援法に基づく適切な支援を受けられるようサービス内容等の周知を図り、利用を促進します。

[障がい者福祉課]

②難病患者見舞金の支給

難病患者見舞金を支給するとともに、制度の周知を図り、対象者に対して確実に支給が行われるよう努めます。

[障がい者福祉課]

基本方針6 生活支援サービスの充実

生活支援サービスの実施に当たっては、利用者がニーズに応じたサービスを主体的に選択、利用できるよう、相談支援体制を整備し、障がい者ケアマネジメント機能の充実とソーシャルワークとの連携を図ります。

また、障がい福祉サービスにおいては、利用者の需要を踏まえながら、サービスを提供する事業者やNPO法人等の参入・育成に努め、基盤を整備するとともに、サービスの質の確保と向上及び適正なサービスの実施を促進します。

地域生活支援事業については、市単独事業等も含め、創意工夫しながら総合的なサービス体系を構築します。

さらに、地域で暮らす障がい者の支援のため、医療費助成、各種手当、各種給付制度を実施するとともに、周知を図り、経済的支援を充実します。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。

(相談及び支援体制の充実)

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるものとする。

2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。

6-1 サービス提供体制の整備

重点施策

①障がい福祉サービスの利用促進

サービスを確実に提供するため、事業者の参入の促進・育成を行うとともに、相談支援事業所と連携し、充実した支援が行えるよう努めます。

また、障がい者が充実した支援を受けられるようサービス内容等の周知を図るとともに、適切な障がい支援区分の認定に努めます。

さらに、重度訪問介護等サービス提供基盤の整備が遅れているサービスについては、近隣市との連携も含め、事業者の参入を促進します。

[障がい者福祉課]

②地域生活支援事業等の利用促進

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等の地域生活支援事業については、市の地域特性を踏まえ、創意工夫しながら実施するとともに、利用促進に努めます。

また、外出、送迎、一時預かり等を提供する生活サポート事業について、他のサービスとの整合性を考慮しながら制度の周知を図り、利用を促進します。

[障がい者福祉課]

③地域活動支援センター事業の推進

地域の障がい者支援の拠点として、障がい者が通所し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進、相談支援等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を推進していきます。

[障がい者福祉課、障がい者福祉センター]

④ソーシャルワーク機能の充実

市のケースワーカー、関係機関の職員等のソーシャルワーク技術を高めるとともに、相互の役割を明確にし、多様化する社会的資源のネットワーク機能の強化を図ります。

[障がい者福祉課]

⑤「地域共生社会」の実現に向けた研究

人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組について、制度の在り方等を研究します。

[福祉政策課、障がい者福祉課]

6-2 経済的支援の推進

①医療費助成の実施

各種医療費助成制度を実施するとともに、周知を行い、支援が必要な障がい者に確実に適用されるよう努めます。

また、難病患者等を対象とする医療給付制度の周知に努めます。

[障がい者福祉課]

②各種手当、給付制度の周知等

重度障がい者に対し、手当を給付するとともに、障がい者のための年金制度、税控除・免除制度、公共料金の割引制度等について、制度の周知に努めます。

また、日常生活に必要な用具の給付等の制度について周知に努めます。

[障がい者福祉課、国保年金課]

6-3 福祉サービスの質の向上

①適正なサービス提供の促進

サービス提供事業者の資質向上を図るとともに、サービスの適正な給付管理を行うため、研修等の機会を提供します。

また、福祉サービス事業者相互の情報交換や連携を促進します。

[障がい者福祉課]

②自己評価及び第三者評価の促進

福祉サービス事業者による質の高いサービス提供を促進するため、各事業所における自己評価機能を高めるとともに、第三者機関による評価を促進します。

[障がい者福祉課]

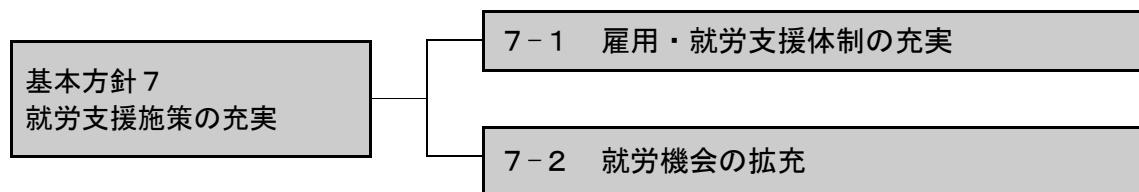
基本方針7 就労支援施策の充実

地域における自立と社会参加を促進するため、障がい者就労支援センターを軸に、雇用・就労に関する相談・支援を充実し、障がい者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

雇用・就労支援体制については、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、適切な職業への就労及び就労後の職場定着を支援する体制づくりを進めます。

また、障がい者就労支援センター通信を発行するなど、障がい者雇用に関する理解の促進を図るとともに、企業に対し、企業実習や新規雇用を依頼し、多様な就労機会の確保を目指します。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。

(社会参加の推進)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものとする。

(1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境

(2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境

7-1 雇用・就労支援体制の充実

重点施策

①障がい者就労支援センター事業の充実

就労を希望する障がい者を対象とした相談支援・職場実習を実施するとともに、通勤等の移動が困難な障がい者や在宅就業を希望する障がい者の就業を支援するため、在宅就業している障がい者の状況を把握します。

就労移行支援施設等と連携し、障がい者が就労する上での求められる人物像や雇用する上での障がい特性等についてのセミナーを開催します。

また、余暇活動の機会を提供する「ゆめさくら事業」を通じて、就労及び職場定着に向けた意欲の維持・向上に努めます。

[障がい者福祉課]

重点施策

②就労移行支援の促進

就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する就労移行支援に関するサービス提供基盤の強化を図ります。

また、埼玉障害者職業センターのジョブコーチとの連携を強化するとともに、就労移行支援施設と連携し、一般就労への移行を促進します。

[障がい者福祉課]

重点施策

③就労継続支援の促進

一般就労が困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する就労継続支援について、特別支援学校卒業生、離職者、精神障がい者等の需要の増加に対応するため、サービス提供基盤の強化を図ります。

[障がい者福祉課]

④就労定着支援の促進

就労移行支援等を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者に対し、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供する就労定着支援に関するサービス提供基盤の強化を図ります。

また、障がい者就労支援センターの就労支援員等が就労中の障がい者に対する巡回訪問等を行い、職場に定着できるよう支援を行います。

[障がい者福祉課]

⑤障がい者福祉施設による製品等の販路拡大

障がい者福祉施設利用者の工賃向上のため、福祉施設で製作された製品の展示・販売コーナーを、公共施設や商業施設等に設置するなど、販路拡大を支援します。

また、障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達推進方針を作成し、市による就労支援施設等への発注の拡大を図ります。

[障がい者福祉課]

7-2 就労機会の拡充

①公共施設における訓練機会の拡充

一般就労が困難な障がい者の就労に向けて、市役所を始め、公共施設等における訓練機会の拡充に努めます。

[障がい者福祉課]

②企業に対する障がい者雇用の理解の促進

障がい者就労支援センター通信を発行し、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。

また、巡回訪問等の機会を活用し、企業に企業実習や新規雇用を依頼し、多様な就労機会の確保を目指します。

さらに、毎年9月の障がい者雇用支援月間を中心に、雇用促進活動を行います。

[障がい者福祉課]

③市職員への障がい者雇用の推進

障がいの種別や程度に応じて職域の拡大を図りながら、公共機関への障がい者雇用の推進を図ります。

また、市職員の採用に関しては、障がい者雇用率の達成・維持・向上を図るだけでなく、様々な障がいの状況を考慮した雇用を目指します。

[人事課、障がい者福祉課]

基本方針8 社会参加の拡大

障がい者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者が分け隔てられることなく参加できる事業を推進し、余暇活動、生涯学習活動を通じた社会参加を支援します。

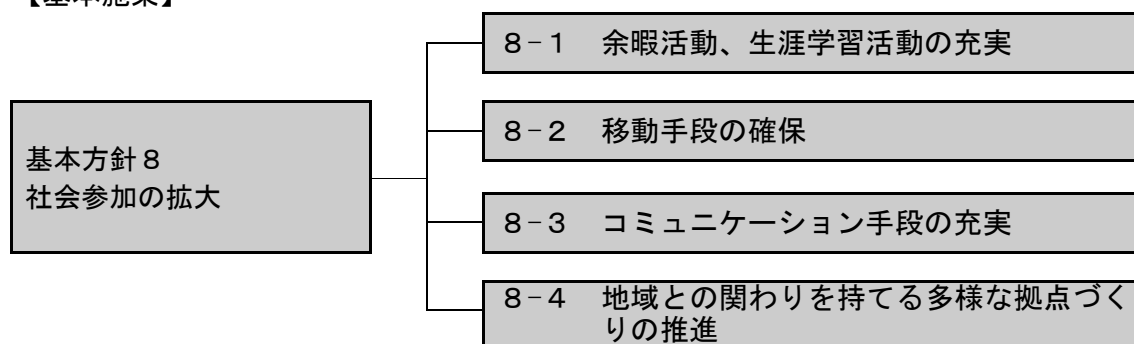
移動が困難な重度身体障がい者や視覚障がい者の外出時における介助体制を充実するとともに、知的障がい者や精神障がい者も含め、民間事業者による福祉有償運送サービスを促進し、移動手段の確保を図ります。

意思疎通支援については、手話通訳者派遣センターの充実を図るとともに、行政情報の点字化・音声化を推進し、市役所の窓口対応における配慮を行います。

また、多様な居場所づくりのため、市民が交流できる地域拠点（フリースペース）について検討します。

障がい者施設については、障がいの種別にかかわらず利用できる施設や地域における身近な拠点となる施設としての機能・役割について検討し、地域バランスと障がい特性に配慮した整備を促進します。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(共に暮らすことができる地域社会)

第3条 障がい者の支援は、第1条に規定する社会を実現するため、全て障がい者は、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、人生の全ての段階において、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障がい者は、地域社会を構成する一員として、身体的、心理的、社会的その他あらゆる支援を受ける権利が保障されること。
- (2) 全て障がい者は、その意思に基づき、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されるとともに、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全て障がい者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(社会参加の推進)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものとする。

- (1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境
- (2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境

8-1 余暇活動、生涯学習活動の充実

①市主催行事への参加・参画の促進

市が主催する様々な行事に対し、障がい者の企画段階からの参加を促進するとともに、手話通訳者や要約筆記者等の協力体制の充実を図ります。

また、「福祉フェスティバル」の内容の充実と刷新を図り、今後もより多くの市民が参加できるよう推進します。

〔福祉政策課、障がい者福祉課、
社会福祉協議会〕

重点施策

②障がい者スポーツ、レクリエーションの推進

公益財団法人新座市体育協会と連携し、障がい者がスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりを推進します。

毎年開催の市内障がい者団体によるスポーツ大会「にいざふれあいピック」の開催を支援するとともに、国や県が主催するスポーツ大会への参加を支援します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合える共生社会の形成を目指し、多様性への理解の促進を図ります。

「ゆめさくら事業」の充実に努めるとともに、市内の障がい者団体等が実施する余暇活動を促進します。

〔オリンピック・パラリンピック推進室、
障がい者福祉課、生涯学習スポーツ課〕

③文化・芸術活動の推進

障がい者の作品展や音楽会等、文化・芸術活動の発表の場を拡大するとともに、障がい者も一般の文化・芸術活動の場に参加しやすいような環境づくりを支援します。

〔障がい者福祉センター、生涯学習スポーツ課〕

④障がい者福祉センター事業の充実

障がい者福祉センター事業として行っている点字講座、手話講座、要約筆記講座等の各種教室・講座等を引き続き実施するとともに、内容の充実や障がい者の地域交流の機会の拡大を図ります。

〔障がい者福祉センター〕

⑤図書館における障がい者に配慮したサービスの拡充

点字図書や大活字本の収集、対面朗読サービスの実施、図書宅配サービスの実施、点字利用案内の作成、LLブックの収集等障がい者に配慮したサービスの拡充を図ります。

〔中央図書館〕

⑥公民館活動への支援

障がい者が地域の一員として、公民館等における様々な地域活動に参加し、地域との交流が図れるよう支援を行います。

〔中央公民館〕

⑦生涯学習の推進

障がいの有無にかかわらず、幅広い世代の市民が生涯学習活動に参加できるよう生涯学習関連施策を推進します。

〔生涯学習スポーツ課〕

8-2 移動手段の確保

重点施策

①移動に関する支援の充実

障がい者が円滑に外出し、社会参加できるよう、移動支援事業、生活サポート事業の送迎サービス、全身性障がい者介護人派遣事業等の移動に関するサービスについて、各制度の整合性を図りながら、サービスの提供を行うとともに、制度の周知を行い、移動に関する支援の充実を図ります。

[障がい者福祉課]

②社会参加を支える各種助成・補助事業の充実

障がい者の社会参加を支援するため、福祉タクシー利用料金補助事業や自動車改造費助成事業等を行うとともに、事業の周知に努めます。

[障がい者福祉課]

③福祉有償運送の充実

福祉有償運送を提供する事業者の参入を支援するとともに、利用者への周知及び事業者への情報提供を行い、適正なサービスの利用を促進します。

[障がい者福祉課]

8-3 コミュニケーション手段の充実

重点施策

①意思疎通支援事業の推進

外出の際のコミュニケーションを取ることが困難な聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者等を支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業等を推進します。

また、手話通訳者派遣センターの充実を図り、利便性を高めるよう努めます。

[障がい者福祉課]

③市役所等公的機関の窓口対応における配慮

市役所内の窓口配置している要約筆記者奉仕員や手話通訳者の資質の向上を図るとともに、利用者の要望等を把握しながら、障がいの状況に配慮した環境の整備を推進するなど、より利用しやすい窓口対応に努めます。

[障がい者福祉課]

②行政情報の点字化及び音声化の推進

市広報等市が提供する情報については、利用者の要望を踏まえ、できる限り点字化及び音声化を図ります。

[シティプロモーション課、

障がい者福祉課]

8-4 地域との関わりを持てる多様な拠点づくりの推進

①地域拠点（フリースペース）の利用支援

地域福祉活動と連携し、身近な地域で様々な市民が集い相談や交流ができる地域拠点（フリースペース）の在り方について検討し、障がい者が気軽に利用できるよう支援します。

[福祉政策課、障がい者福祉課、

社会福祉協議会]

②市内各地域における障がい者施設の計画的整備

各種障がい者施設については、地域における役割と位置付けを明確にするとともに、身近な地域において利用できるよう、市内の地域バランスと障がい特性に配慮した整備に努めます。

また、障がいの種別にかかわらず利用できる地域の拠点としての役割について研究します。

[障がい者福祉課]

基本方針9 計画推進基盤の整備

本計画の総合的かつ計画的な推進のため、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行います。

また、当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めます。

障がい者の地域生活を支援する上で、従来の福祉サービスに加え、学校教育・社会教育、防災、まちづくり等多様な分野における取組が重要であることから、庁内関係部署の連携、関係機関とのネットワーク化を推進するとともに、県や近隣市との連携を深めます。

また、制度的な内容等については、国・県に対して改善・充実を要望していきます。

【基本施策】



共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(連携による総合的支援の推進)

第12条 市は、障がい者の福祉にかかわる関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がい者の支援体制の総合的な調整を行うものとする。

2 医療、保健、福祉、教育、就労、住宅、交通、防災、防犯等に携わる団体及び事業者は、各分野間において密接な連携を図るとともに、市及び関係機関との連携を図り、障がい者の支援を行うものとする。

3 市民、障がい者の福祉にかかわる団体等は、市及び関係機関との連携を図り、地域社会全体で障がい者の支援を行うものとする。

9-1 推進・チェック体制の確保

①計画の評価・検証

本計画の円滑な推進を図るため、障がい者施策委員会と協働して進捗状況の確認及び課題事項の検討等を行います。

[障がい者福祉課]

②当事者や関係者の実態やニーズの把握

本計画を確実に推進していくために、常に当事者や関係者の実態・ニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令の改正等に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容の見直しを行います。

[障がい者福祉課]

9-2 連携の推進

①全庁的な施策の推進

庁内関係部署の緊密な連携を図り、各種施策を展開します。

また、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

[障がい者福祉課、関係各課]

②市民との協働

町内会、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進協議会等の地域福祉活動を推進する市民との連携を強化します。

[地域活動推進課、福祉政策課、

障がい者福祉課、社会福祉協議会]

④近隣市との連携

障がい者施策の推進とサービス提供のため、必要に応じて、近隣市との連携を積極的に図り、より効果的・効率的な施策推進とサービス提供基盤の整備に努めます。

[障がい者福祉課]

⑤国・県との連携

広域的な調整が必要となる取組を円滑に進めるため、国・県との連携を強化します。

また、障がい者の利益が損なわれないよう、当事者の意見等を踏まえながら、制度的な内容についての改善・充実を要望していきます。

[障がい者福祉課]

③関係機関との連携

医療、保健、福祉、教育、就労、交通、防災、防犯等における専門的な相談・支援に対応するため、保健所や児童相談所、学校、公共職業安定所、警察署、消防署等の関係機関との連携を強化します。

[障がい者福祉課]

